

日本学術振興会 特別研究員-CPD(国際競争力強化研究員) 遵守事項および諸手続の手引
令和6年度版における主な修正箇所の抜粋 (対前年度)

項目	修正後	修正前
Ⅲ-3.	<p>主要渡航に係る諸手続について</p> <p>(1) 主要渡航開始 40 日前 (採用月から渡航する場合渡航開始 25 日前) 必着の提出書類 (主要渡航開始手続)</p> <p><u>③ 帯同者渡航費支援申請書<様式 C3-7></u></p> <p><u>主要渡航に配偶者 (パートナー) 及び扶養する子の帯同が必要である場合、帯同者の往路航空券及び復路航空券を本会の規定に従って支援することができます。支援を希望する場合には、「帯同者渡航費支援申請書<様式 C3-7>」を受入研究機関を通じて提出してください。本様式により、本会にて帯同者の続柄や人数、渡航期間等の確認を行います。帯同者の渡航期間 (出国日、帰国日) は、特別研究員本人の渡航期間と原則同じである必要があります。</u></p> <p><u>本様式の提出後に内容に変更が生じた場合は本会に連絡してください。航空券の発券後の変更により、本支援の要件を満たさないことが確認できた場合には、発券済みの航空券に係る費用の返還を求めることがあります。</u></p> <p><u>また、本様式の内容に虚偽があることが判明した場合には、特別研究員の資格を喪失し採用を終了するとともに発券済みの航空券に係る費用、及び資格喪失以後に支給した研究奨励金の返還を求めます。</u></p> <p>④ 主要渡航往路航空運賃見積依頼</p> <p>主要渡航先国までの航空券が必要な場合は、本会指定の旅行代理店に「主要渡航往復航空運賃見積依頼書<様式 C3-2>」を提出し見積を依頼してください。<u>なお、帯同者の往路航空券の支援を希望される場合には、「帯同者渡航費支援申請書<様式 C3-7>」を本会に提出し、本会から承認の連絡があった後に、見積を依頼してください。</u>その後、本会が旅行代理店の見積書に問題がないことを確認した上で、旅行代理店から採用者に航</p>	<p>主要渡航に係る諸手続について</p> <p>(1) 主要渡航開始 40 日前 (採用月から渡航する場合渡航開始 25 日前) 必着の提出書類 (主要渡航開始手続)</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>④ 主要渡航往路航空運賃見積依頼</p> <p>主要渡航先国までの航空券が必要な場合は、本会指定の旅行代理店に「主要渡航往復航空運賃見積依頼書」<様式 C3-2>を提出し見積を依頼してください。その後、本会が旅行代理店の見積書に問題がないことを確認したうえで、旅行代理店から採用者に航空券の発券を連絡します。なお、航空券が支給できるのは、日本から直接、出国する場合のみです。(日本以外を出発地とする場合は、支給対象外となります。)</p>

航空券の発券を連絡します (現物支給となります。)。なお、航空券が支給できるのは、日本から直接、出国する場合のみです。(日本以外を出発地とする場合は、支給対象外となります。)

CPD 本人及び帯同者の航空券は原則、エコノミークラスとなります。ただし、割引制度がない等の特別の事情がある場合は、この限りではありません。また、繁忙期等に出国する場合、出国日時を調整することがあります。指定の手順で航空券の予約を行わなかった場合は、予定された便の変更・キャンセルを求めることがあります。その際、本会はキャンセル料等、予定の変更に伴い生じる経費を負担しません。そのため、航空券は必ず指定手順に則って手配してください。本会指定の手順が守られない場合には、支援を行いません。

- ・日本国内の旅費、主要渡航先国の空港から用務地までの旅費は支給対象となりません。
- ・航空券以外の日当、宿泊料、支度料及び旅行雑費（査証料、保険料等）は支給対象となりません。
- ・本事業以外から、航空運賃を支給される場合には本事業から航空券を支給しません。

・利用する航空会社は指定できません。

・超過手荷物料金は支給いたしません。

・航空券発券以降に旅程のキャンセル、変更等をされる場合は、特別研究員ご本人が責任をもって必ず旅行代理店へご連絡ください。

・発券後のキャンセル・変更等に係る費用は特別研究員ご本人の負担となります。

(3) 主要渡航先から帰国する 40 日前（帰国前の手続）

① 主要渡航復路航空運賃見積依頼

(1) ④と同様の手続を行ってください。なお、帯同者の復路航空券の支援を希望する場合は、事前に (1) ③と同様の手続を行ってください。

航空券は原則、エコノミークラスとなります。ただし、割引制度がない等の特別の事情がある場合は、この限りではありません。また、繁忙期等に出国する場合、出国日時を調整することがあります。指定の手順で航空券の予約を行わなかった場合は、予定された便の変更・キャンセルを求めることがあります。その際、本会はキャンセル料等、予定の変更に伴い生じる経費を負担しません。そのため、航空券は必ず指定手順に則って手配してください。

- ・日本国内の旅費、主要渡航先国の空港から用務地までの旅費は支給対象となりません。
- ・航空券以外の日当、宿泊料、支度料及び旅行雑費（査証料、保険料等）は支給対象となりません。
- ・同伴者（配偶者、子等）に関する旅費は支給対象となりません。
- ・本事業以外から、航空運賃を支給される場合には本事業から航空券を支給しません。
- ・採用内定前に航空券を購入する必要がある場合は、事前に本会に相談してください。

(3) 主要渡航先から帰国する 40 日前（帰国前の手続）

① 復路航空運賃見積依頼

(1) ④と同様の手続を行ってください。

	<p><u>原則</u>、主要渡航期間中に採用辞退した場合は、復路航空券は支給されません。<u>ただし、辞退時に就職等のために帰国される場合には、その限りではありません。</u></p>	<p><u>なお</u>、主要渡航期間中に採用辞退した場合は、復路航空券は支給されません。</p>
<p>Ⅲ-9.</p>	<p>主要渡航中の一時帰国について</p> <p>(2) 一時帰国日数について</p> <p>主要渡航期間中の一時帰国は、原則として、1回あたりの帰国日数を<u>30</u>日以内とし、主要渡航期間中に通算<u>90</u>日までとします（日本到着日、日本出国日も一時帰国日数に加算されます。なお、通算<u>90</u>日までの一時帰国は主要渡航期間とみなします）。ただし、主要渡航期間が3年間以上確保できるときに限り、主要渡航期間中に通算<u>90</u>日を超えて一時帰国することができます。</p> <p>※上記の上限日数を超えてやむを得ず帰国する必要がある場合は、必ず本会に事前にご相談ください。</p>	<p>主要渡航中の一時帰国について</p> <p>(2) 一時帰国日数について</p> <p>主要渡航期間中の一時帰国は、原則として、1回あたりの帰国日数を<u>14</u>日以内とし、主要渡航期間中に通算<u>60</u>日までとします（日本到着日、日本出国日も一時帰国日数に加算されます。なお、通算<u>60</u>日までの一時帰国は主要渡航期間とみなします）。ただし、主要渡航期間が3年間以上確保できるときに限り、主要渡航期間中に通算<u>60</u>日を超えて一時帰国することができます。</p> <p>※上記の上限日数を超えてやむを得ず帰国する必要がある場合は、必ず本会に事前にご相談ください。</p>
<p>Ⅲ-12.</p>	<p>出産又は育児による採用の中断及びそれに伴う延長について</p> <p>特別研究員-CPDは、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられていますが、男女共同参画社会の実現、女性研究者が働きやすい環境整備の一環として、出産・育児に伴い研究に専念することが困難な場合においては、以下のとおり採用の中断及びそれに伴う延長を可能としています。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>出産（妊娠4ヶ月以上の死産及び配偶者等の出産を含む。）及び<u>3</u>歳に達するまでの子を養育するため、採用の中断及びそれに伴う延長を希望する者を対象とします。</p> <p><u>(2) 中断期間</u></p> <p><u>(出産（配偶者等の出産を含む。）、育児の場合) 原則として、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日の属する月の初めから、子が満3歳に達する日が属する月の末までの任意の期間とします。</u></p> <p><u>(妊娠4ヶ月以上の死産の場合)原則として、死産が判明した日の属する月の初めから3ヶ月以内とします。</u></p>	<p>出産又は育児による採用の中断及びそれに伴う延長について</p> <p>特別研究員-CPDは、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられていますが、男女共同参画社会の実現、女性研究者が働きやすい環境整備の一環として、出産・育児に伴い研究に専念することが困難な場合においては、以下のとおり採用の中断及びそれに伴う延長を可能としています。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>出産（妊娠4ヶ月以上の死産及び配偶者等の出産を含む。）及び<u>2</u>歳に達するまでの子を養育するため、採用の中断及びそれに伴う延長を希望する者を対象とします。</p> <p><u>(2) 中断回数及び中断期間</u></p> <p><u>中断回数：1人の子につき原則1回とします。</u></p> <p><u>中断期間：(出産（配偶者等の出産を含む。）、育児の場合) 原則として、出産予定日の6週間前の日の属する月の初めから、子が満2歳に達する日が属する月の末までの任意の期間とします。</u></p> <p><u>(妊娠4ヶ月以上の死産の場合)原則として、死産が判明した日の属する月の初めから</u></p>

	<p><u>なお、申請は1ヶ月単位とします。</u></p>	<p><u>3ヶ月以内、又は死産が判明した日の属する月の翌月の初めから2ヶ月以内とします。</u> <u>申請は1ヶ月単位とします。なお、複数の子の出産、育児等に伴い、複数回中断する場合であっても、原則として通算26ヶ月を中断期間の上限とします。</u></p>
<p>III-15.</p>	<p>研究奨励金及び科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の資金援助について</p> <p>(1) 資金援助の可否</p> <p>国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供を受けることは認められません。</p> <p>【受給が可能な資金援助】※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。</p> <p>① 国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）</p> <p>② 国内外の民間企業等が実施する公募による助成金等（研究を目的とする資金含む）</p> <p>③ 国外受入研究機関による生活費に相当する資金援助</p> <p>④ <u>主要渡航中又は主要渡航期間外の海外渡航中における、国外受入研究機関等によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金援助（特別研究員-CPDの研究課題の遂行のために、国外受入研究機関等での受入を目的とする場合のみに限る。）</u></p> <p>⑤ 国内外受入研究機関や連携先機関等が1)～4)に用途を限定した資金援助</p> <p>1) 研究費の受給</p> <p>科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。ただし、次の事項を全て満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究員-CPDの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ・国内受入研究機関が研究費を管理すること <p>※ 主要渡航先で受給した研究費（諸外国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合、必ずしも国内外受入研究機関で研究費を管理する必要はありませんが、各国の助成金が定めるルールのもと研究費を適正に管理してください。また、日本国内で受給した研究費（日本国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合も、国内受入研究機関で管理して</p>	<p>研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について</p> <p>(1) 資金援助の可否</p> <p>国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供を受けることは認められません。</p> <p>【受給が可能な資金援助】※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。</p> <p>① 国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）</p> <p>② 国外受入研究機関による生活費に相当する資金援助</p> <p>③ 国内外の民間企業等が実施する公募による助成金等（研究を目的とする資金含む）</p> <p>④ 国内外受入研究機関や連携先機関等が1)～4)に用途を限定した資金援助</p> <p>1) 研究費の受給</p> <p>採用期間中に特別研究員-CPDとしての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施するための研究費を受給できます。ただし、次の事項を全て満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別研究員-CPDの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ・国内受入研究機関が研究費を管理すること <p>※ 主要渡航先で受給した研究費（諸外国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合、必ずしも国内外受入研究機関で研究費を管理する必要はありませんが、各国の助成金が定めるルールのもと研究費を適正に管理してください。また、日本国内で受給した研究費（日本国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合も、国内受入研究機関で管理して</p>

<p>ください。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用があった場合、特別研究員-CPDの資格を喪失させ、採用を終了することがあります。</p> <p>2) 旅費の受給</p> <p>国内外受入研究機関や依頼元機関の旅費関係規定に基づく実費相当分（交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。）の旅費を受給すること。</p> <p>なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。</p> <p>3) 受入環境整備に係る資金の受給</p> <p>学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等の使途が限定された実費相当分の資金を受給すること。また、通勤定期代相当、国内外受入研究機関等の規定に基づく家賃補助を受給すること。</p> <p>4) 海外渡航支援・促進等を目的とする助成金等の受給</p> <p>国内外受入研究機関等の海外渡航支援・促進を目的とする助成金等を受給すること。ただし、主要渡航期間外の海外渡航について、海外渡航期間が28日以上に及ぶ場合は、「Ⅲ-10.（2）日本国内での研究期間中における主要渡航期間外の海外渡航について」に記載のとおり、海外渡航の目的が研究遂行であること。</p> <p>なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。</p>	<p>ください。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用があった場合、特別研究員-CPDの資格を喪失させ、採用を終了することがあります。</p> <p>2) 旅費の受給</p> <p>特別研究員-CPDは、研究課題の遂行に資する場合に限り、国内外受入研究機関の旅費関係規定に基づく実費相当分（交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。）の旅費を受給することができます。<u>また、国外受入研究機関等から、ビザ発給又は受入基準の最低額を満たすために資金を受給することもできます。</u></p> <p>なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。</p> <p>3) 受入環境整備に係る資金の受給</p> <p>特別研究員-CPDは、研究課題の遂行に資する場合に限り、国内外受入研究機関等の規定に基づく家賃補助、通勤手当、学会登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等の使途が限定された実費相当分の資金を受給できます。</p> <p>4) 海外渡航支援・促進等を目的とする助成金等の受給</p> <p>特別研究員-CPDの研究課題の遂行に支障が生じない場合に限り、受入研究機関等の海外渡航支援・促進を目的とする助成金等を受給すること。ただし、主要渡航期間外の海外渡航について、海外渡航期間が28日以上に及ぶ場合は、「Ⅲ-10.（2）日本国内での研究期間中における主要渡航期間外の海外渡航について」に記載のとおり、海外渡航の目的が研究遂行であること。</p> <p>なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。</p>
<p>IV</p> <p><u>雇用支援事業との切替に係る手続</u></p> <p><u>受入研究機関が雇用支援事業による「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）であり、当該受入研究機関に雇用された後は、雇用手引（https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tebiki.html）が適用されます。本会から研究奨励金の支給を受ける特別研究員-CPD（以下「フェローシップ型CPD」という。）とは、採用中の遵守事項や諸手続の方法が異なりますので、雇用手引の内容をよくご確認</u></p>	<p><u>雇用支援事業との切替に係る手続</u></p> <p><u>（新規）</u></p>

	<p><u>ください。</u></p> <p><u>また、雇用支援事業は、雇用型かフェローシップ型かを自由に選択できる制度ではありません。一度雇用を開始した場合、同一の受入研究機関内においてフェローシップ型CPD となることはできません。</u></p> <p><u>雇用制度導入機関は本会ウェブサイトに一覧 (https://www.jspss.go.jp/j-pd/pd-koyou/tourokukikan.html) を掲載しています。</u></p>	
IV-1.	<p>同一の国内受入研究機関で雇用に切り替える場合の手続</p> <p>継続採用者である特別研究員-CPD が、国内受入研究機関に雇用されることとなった場合、<u>フェローシップ型CPD として該当があった者のみ</u>以下の書類を【学振マイページ】から提出してください。提出期限は、原則雇用開始後 20 日以内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬受給報告書<様式 C5-3> ・奨学金等受給報告書<様式 C5-4> ・研究遂行経費の支出報告書<様式 C5-5> ・研究費受給報告書<様式 C5-6> <p><u>※4月1日付けで雇用されることとなった場合には、「研究報告書【特別研究員用】<様式 C5-1>」及び「研究報告書【受入研究者用】<様式 C5-2>」も【学振マイページ】より提出してください。</u></p> <p><u>なお、【学振マイページ】は雇用 CPD としての各種報告書の提出や辞退等の事前連絡では使用しません。</u></p>	<p>年度の途中で雇用支援事業により国内受入研究機関に雇用される場合の手続</p> <p>継続採用者である特別研究員-CPD が、<u>年度の途中で</u>、国内受入研究機関に雇用されることとなった場合、該当者のみ以下の書類を【学振マイページ】から提出してください。提出期限は、原則雇用開始後 20 日以内です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬受給報告書<様式 C5-3> ・奨学金等受給報告書<様式 C5-4> ・研究遂行経費の支出報告書<様式 C5-5> ・研究費受給報告書<様式 C5-6>
IV-2.	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>国内受入研究機関の変更に伴う手続き</u></p>
IV-2.	<p><u>国内受入研究機関の変更で新たに雇用 CPD となる場合の手続</u></p> <p><u>変更後の国内受入研究機関が雇用制度導入機関であり、当該国内受入研究機関に雇用される場合、本手引「III-6 受入研究機関の変更について」の手続と異なり、以下の手続が必要になります。</u></p> <p><u>変更を希望する場合は、あらかじめ本会に【学振マイページ】で事前連絡を行ってください。なお、受入研究機関の変更前に係る手続については、本手引に従って行って</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

	<p><u>ださい。変更後に係る手続については、雇用手引に従って行ってください。その際、様式が本手引のものと異なりますので、ご注意ください。</u></p> <p><u>【本手引により提出が必要な様式】</u></p> <p><u>(1) 変更しようとする月の初めから1ヶ月前までに提出</u></p> <p><u>・「受入研究機関変更届（国内）＜様式 C2-1＞」を变更前受入研究機関にて作成し、変更後受入研究機関より提出</u></p> <p><u>(2) 変更後 20 日以内に提出</u></p> <p><u>・「報酬受給報告書＜様式 C5-3＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出）</u></p> <p><u>・「奨学金等受給報告書＜様式 C5-4＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出）</u></p> <p><u>・「研究遂行経費の支出報告書＜様式 C5-5＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出）</u></p> <p><u>・「研究費受給報告書＜様式 C5-6＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出）</u></p> <p><u>※4月1日付けで変更となった場合には、「研究報告書【特別研究員用】＜様式 5-1＞」及び「研究報告書【受入研究者用】＜様式 5-2＞」も【学振マイページ】より提出してください。</u></p> <p><u>【雇用手引により提出が必要な様式】※提出期限：変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで</u></p> <p><u>・「受入承諾書（受入研究機関の変更・延長期間分）＜様式 E1-2＞」を変更後受入研究機関より提出</u></p>	
IV-3.	<p><u>雇用切替にあたっての留意事項</u></p> <p><u>(1) 雇用切替時の採用中断の取扱いについて</u></p> <p><u>雇用 CPD は、国内受入研究機関の規定に基づき特別研究員としての中断事由に該当する休業又は退職等を取得している期間において、採用の中断が可能となっており、フェ</u></p>	<u>(新 規)</u>

	<p><u>ローシップ型 CPD と中断の取扱いが異なります。そのため、既に承認された採用中断期間（研究再開準備支援を含む。）中に雇用を開始する場合には、取得中の中断を一度終了する手続が必要となります。雇用開始1ヶ月前までに国内受入研究機関を通じて「採用中断期間変更願＜様式 4-2＞」を提出してください。雇用開始後に、再度、採用中断を希望する場合には、雇用手引に従って必要な手続を行ってください。</u></p> <p><u>(2) 雇用切替時の海外渡航の取扱いについて</u></p> <p><u>28 日以上主要渡航期間外の海外渡航期間中にフェローシップ型 CPD から雇用 CPD への切替を行った場合には、「主要渡航期間外海外渡航届＜様式 C3-5＞」と「海外渡航届＜様式 E2-1＞」を、渡航終了日（帰国日）から1ヶ月以内に国内受入研究機関より提出してください。</u></p> <p><u>渡航期間（出国日、帰国日）には、両様式に実際の渡航開始日と渡航終了日を記入していただき、雇用へ切替となった日（雇用切替日）を記入してください。</u></p> <p><u>(3) 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費及びその他研究種目）の取扱いについて</u></p> <p><u>フェローシップ型 CPD が科学研究費助成事業（特別研究員奨励費及びその他研究種目）の交付を受けている場合は、雇用切替時に、別途、手続等が必要となる可能性がありますので、あらかじめ国内受入研究機関に確認してください。</u></p>	
<p>VI よくある質問</p>	<p><u>問 5-1</u> 特別研究員-CPD に採用中の間は、一切の資金の提供を他から受けることができないのか。</p> <p>回答 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供を受けることは認められません。</p> <p>ただし、研究専念義務の範囲内であれば、以下の資金援助を受けることができます。また、本会が実施する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」におけるキャリア継続支援金についても受給することが可能です。</p> <p>①国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）</p>	<p><u>問 8</u> 特別研究員-CPD に採用中の間は、一切の資金の提供を他から受けることができないのか。</p> <p>回答 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供を受けることは認められません。</p> <p>但し、研究専念義務の範囲内であれば、以下の資金援助を受けることができます。また、本会が実施する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」におけるキャリア継続支援金についても受給することが可能です。</p> <p>①国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの）</p>

<p>②自治体、民間企業等が実施する公募による助成金等（研究を目的とする資金含む）</p> <p>③国外受入研究機関による生活費に相当する資金援助</p> <p><u>④主要渡航中又は主要渡航期間外の海外渡航中における、国外受入研究機関等によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金援助（特別研究員-CPDの研究課題の遂行のために、国外受入研究機関等での受入を目的とする場合のみに限る。）</u></p> <p>⑤国内外受入研究機関や連携先機関等が1)～4)に用途を限定した資金援助</p> <p>1) 研究費の受給、2) 旅費の受給、3) 受入れ環境整備に係る資金の受給、4) 海外渡航支援・促進を目的とする助成金等の受給</p> <p>なお、次の例は、「研究奨励金及び科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の資金援助」に該当いたしませんので、受給することは問題ありません。判断に迷う場合には、本会までお問い合わせください。</p>	<p>②国外受入研究機関による生活費に相当する資金援助</p> <p>③自治体、民間企業等が実施する公募による助成金等（研究を目的とする資金含む）</p> <p>④国内外受入研究機関や連携先機関等が1)～4)に用途を限定した資金援助</p> <p>1) 研究費の受給、2) 旅費の受給、3) 受入れ環境整備に係る資金の受給、4) 海外渡航支援・促進を目的とする助成金等の受給</p> <p>また、次の例は、「研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助」に該当いたしませんので、受給することは問題ありません。判断に迷う場合には、本会までお問い合わせください。</p>
--	---